

佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票条例(素案)

(目的)

第1条 この条例は、佐久市が佐久市佐久平駅南4番2ほかの土地において計画している総合文化会館(以下「総合文化会館」という。)の建設について、市民の賛否の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、総合文化会館の建設に対する賛否について、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならぬ。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を佐久市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(投票日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、この条例の施行の日から120日を超えない範囲内において市長が定める日とする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に当該投票日の50日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票の投票権を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、規則で定めるところにより調製する投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3月以上佐久市に住所を有するもの(その者に係る佐久市の住民票が作成された日(他の市町村から佐久市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたもの)については、当該届出をした日)から引き続き3月以上佐久市の住民基本台帳に登録されている者に限る。)

(2) 年齢満18歳以上の永住外国人で、引き続き3月以上佐久市に住所を有するもの(外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地在佐久市にある)かつ、同項の登録の日(同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の住居地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日)から引き続き3月以上経過している者に限る。)

であつて、投票資格者名簿への登録の申請をしたもの

2 前項第2号に規定する永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

(投票の方法)

第6条 住民投票は、秘密投票とし、投票は1人1票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、総合文化会館の建設に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、総合文化会館の建設に反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載し、又は○の記号を表す印を押して、投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載し、又は○の記号を表す印を押すことができない投票人は、代理投票をすることができ。

(投票所についての投票)

第7条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(投票の効力の決定)

第8条 投票の効力の決定に当たつては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) ○の記号以外の事項を記載したものの

(3) ○の記号のほか、他事を記載したものの

(4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載し、又は○の記号を表す印を押したものの

(5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載し、又は○の記号を表す印を押したのか判別し難いもの

(6) 白紙投票

(情報の提供)

第10条 市長は、総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票の実施に際し、総合文化会館の建設に係る時期、規模、事業費その他の投票資格者がその賛否の意思を明確にするために必要な情報の提供に努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たつては、中立性の保持に留意しなければならない。

(投票運動)

第11条 住民投票に関する投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が

侵害されるものであつてはならない。

2 前項の投票運動の期間は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第12条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、規則で定めるほか公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(投票結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに佐久市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第14条 市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

ご意見をお寄せください

佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票について

佐久市が佐久市佐久平駅南4番2ほかの土地において計画している総合文化会館の建設については、佐久市が直面する将来にかかわる重要課題であります。

このため、直接市民の皆さんにその賛否の意思を問う方法としまして、住民投票を実施したいと考えております。

このたび、住民投票の制度(案)及び条例(素案)がまとまりましたので、この制度(案)及び条例(素案)に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

市民の皆さんからのご意見を参考にさせていただき、条例(案)の策定を進めまして、議会へ上程してまいりますので、多くの市民の皆さんからのご意見をお願いします。

ご意見等の提出期間 7月20日(火)~8月19日(木)

制度(案)及び条例(素案)の閲覧場所 市役所庶務課/各支所総務課/市のホームページ

ご意見等の提出方法 指定の様式はありませんので、任意様式へ氏名、住所、電話番号をご記入の上、郵送、Eメール、ファックスでお送りいただくか、庶務課へご持参ください。

●持参、郵送、ファックスによる提出

意見記録の正確さを期すため、電話や口頭による意見は受け付けられませんので、ご了承下さい。郵送で提出される場合は、8月19日(木)必着で下記住所に郵送して下さい。

住 所：〒385-8501 佐久市中込3056 佐久市役所庶務課宛

ファックス番号：0267-63-1680

●Eメールによる提出 下記のアドレスに送信して下さい。

syomu@city.saku.nagano.jp

■お問合せ先 庶務課 庶務係 ☎62-3002 (直通) 📠63-1680

佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票制度(案)について

●制度(案)に係る基本的枠組みについて

総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票の基本的枠組みは、次の表による事項とすることを考えております。

基本的構成要素		
目的	<ul style="list-style-type: none"> ●佐久市が佐久市佐久平駅南4番2ほかの土地において計画し、今後示す総合文化会館の建設について、市民の賛否の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とすること。 ●上記の目的を達成するため、総合文化会館の建設に対する賛否について、市民による投票を行うこと。 	
住民投票の執行	<ul style="list-style-type: none"> ●住民投票は、市長が執行するものとする。 ●市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、住民投票の管理及び執行に関する事務を佐久市選挙管理委員会に委任するものとする。 	
投票日	<ul style="list-style-type: none"> ●住民投票の期日(投票日)は、市長が定める日とすること。 ●国政・地方選挙と同日の投票日とはしないこと。 	
投票資格者	<ul style="list-style-type: none"> ●住民投票の投票権を有する者(投票資格者)は、次のいずれかに該当するもので、投票資格者名簿に登録されているものとする。 (1)年齢満18歳以上の日本国籍を有する者で、引き続き3か月以上佐久市に住所を有するもの (2)年齢満18歳以上の永住外国人で、引き続き3か月以上佐久市に住所を有するものであって、投票資格者名簿への登録の申請をしたもの 	
投票の方法	<ul style="list-style-type: none"> ●秘密投票とし、投票は1人1票とすること。 ●二者択一形式とすること。 ●選挙に準じ、代理投票、点字投票、郵送による投票、期日前投票を可能とすること。 	
情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●住民が、総合文化会館の建設についての賛否の意思を明確にするために必要な情報の提供に努めるものとする。 ●市長は、情報の提供に当たっては、中立性の保持に留意しなければならないこと。 	
投票運動	<ul style="list-style-type: none"> ●住民投票に関する投票運動は、原則自由とすること。 ●罰則規定をおかず、倫理規定にとどめるものとする。 	
投票及び開票	<ul style="list-style-type: none"> ●住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、同施行令及び同施行規則の規定の例によること。 	
投票結果	成立要件等の設定	<ul style="list-style-type: none"> ●成立要件は、設定しないこととすること。 ●絶対得票率のハードルは、設けないこととすること。
	投票結果の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。